

1 『基礎的環境整備』と『学校における合理的配慮』について

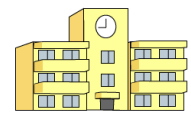
学校における『合理的配慮』を行う際に、その基礎となる制度の調整や施設設備等の物理的環境整備等については、国や地方自治体で行うこととされており具体的な配慮の観点や、整備の内容についても、以下のように文部科学省から出されています。

『合理的配慮』と『基礎的環境整備』

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれに行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

2 『基礎的環境整備』と『学校における合理的配慮』の観点と考え方

『基礎的環境整備』は8観点、学校における『合理的配慮』は3観点11項目が以下の内容で示されており、学校における『合理的配慮』の土台となる部分を『基礎的環境整備』が行うこととなっています。



学校における『合理的配慮』の観点 <3観点11項目>

①教育内容・方法

①-1 教育内容

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整

①-2 教育方法

- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

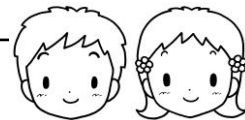
②支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達・障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

学校



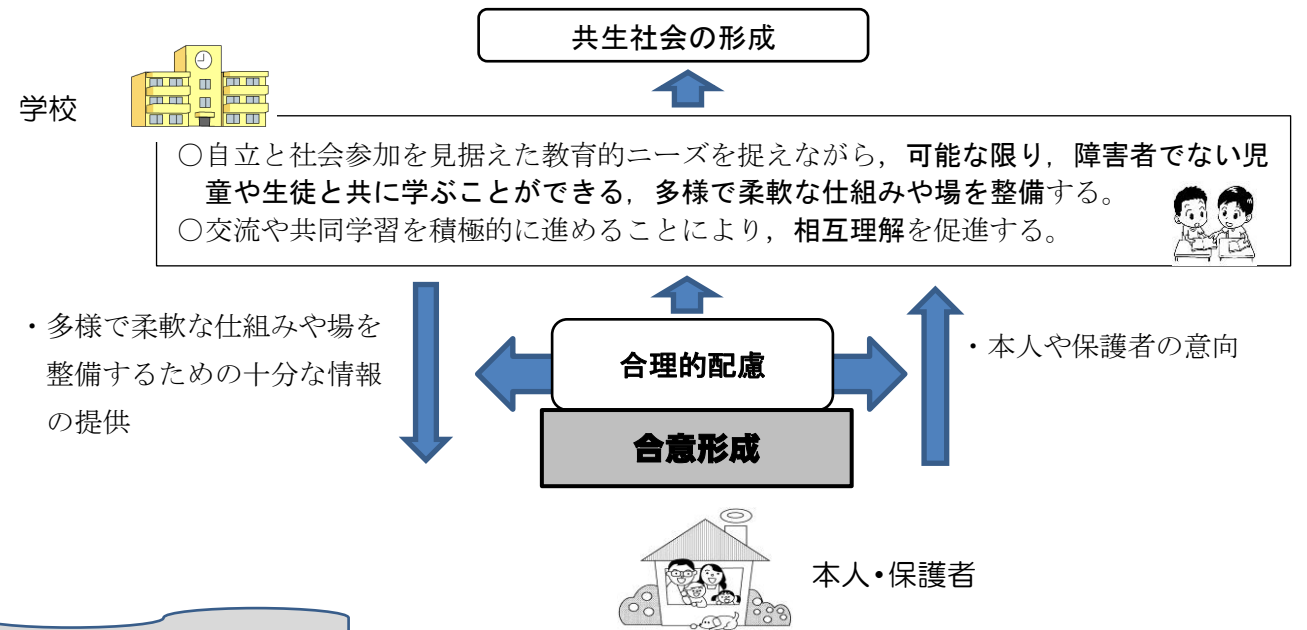
『基礎的環境整備』の観点 <8観点>

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

国・各都道府県
各市町村

3 学校や幼稚園・保育所における『合理的配慮』

障害のある児童や生徒と障害のない児童と生徒が共に学ぶ仕組みを作り、お互いに理解し合う関係づくりや、障害のある児童や生徒が、年齢や能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、学習の場の整備や支援の内容や方法の検討を行います。学習の場の整備や支援の内容や方法への配慮が『合理的配慮』です。「合理的配慮」とは共に学ぶために必要な支援であると同時に、学習や活動が「できる」「分かる」ための支援ということになります。そのため、この『合理的配慮』については、学校と本人・保護者との十分な話し合いが必要となります。『合理的配慮』には、施設設備であれば財政面も考慮に入りますし、学習の場の設定においても、教室の配置や教員配当等、全体の調整が必要な内容も入ります。「今できること。これからやること。調整が必要となること。」など、学校と本人・保護者がお互いに情報を共有し合い、「**合意形成**」をしながら進める必要があります。



法律との関連

「障害者の権利に関する条約」「障害者差別解消法」「障害者基本法」の内容を受けて打ち出されたものが、『インクルーシブ教育システム』と『合理的配慮』です。つまり、『合理的配慮』とは、法律に基づく考え方です。

インクルーシブ教育システム

○障害のある者とない者が共に学ぶ仕組み

- ①一般的な教育制度から排除されないこと。
- ②生活する地域において、初等中等教育の機会が与えられること。
- ③個人に必要な「合理的配慮」が提供されること。

「障害者の権利に関する条約」
第24条より

- 年齢や能力に応じ、特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、可能な限り共に教育を受けられるように配慮しつつ、教育内容や方法の改善及び充実を図る。
- 障害者である児童生徒及びその保護者に対し十分な情報提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重する。
- 障害者である児童生徒と障害者でない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進め、その相互理解を促進する。

「障害者基本法」
第16条（教育）より

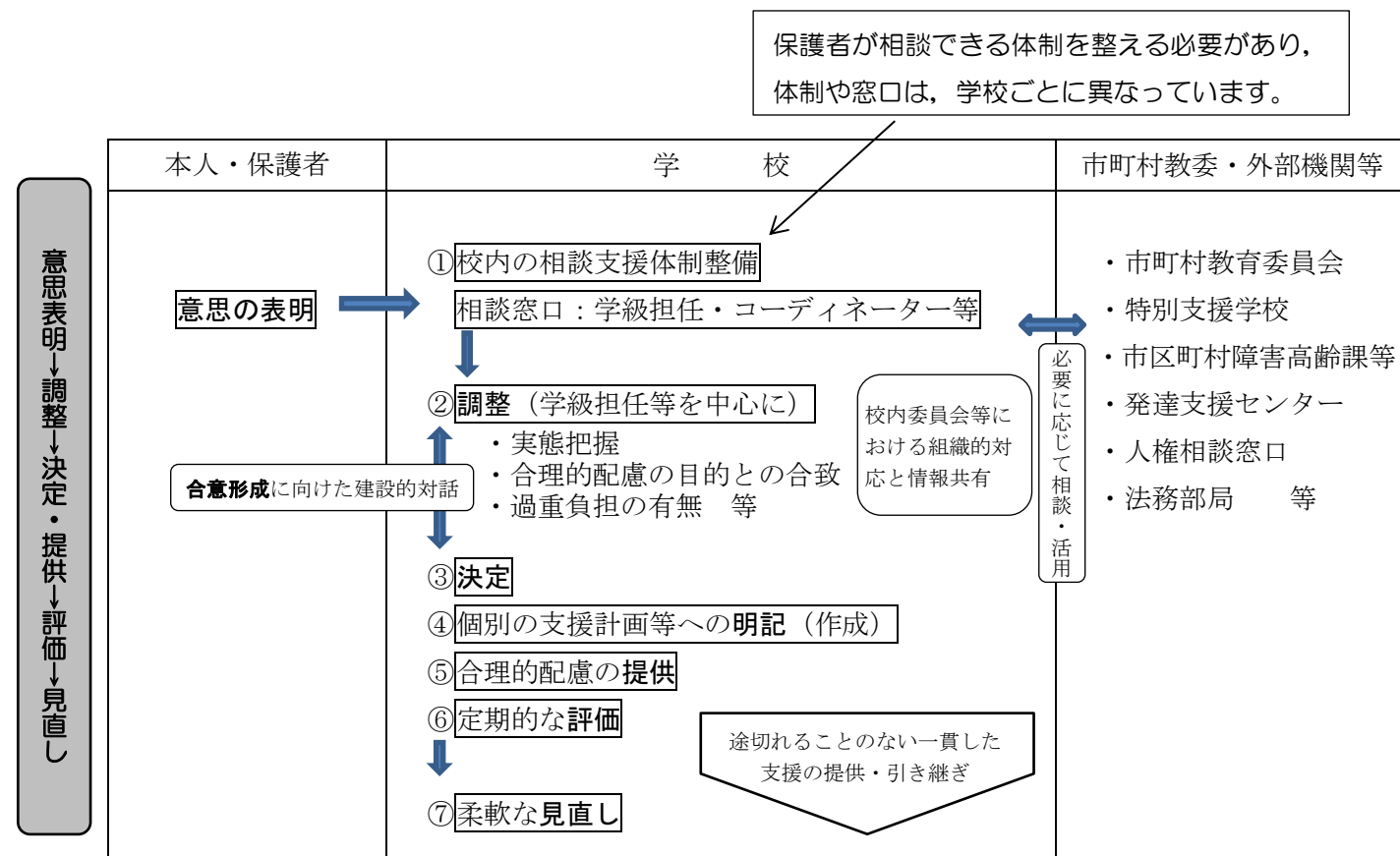
合理的配慮

- 「障害者の権利に関する条約」に基づく『合理的配慮』<「障害者の権利に関する条約」第2条（定義）> 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための①必要かつ適当な変更及び調整 ②特定の場合において必要とされるもの ③均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。
- 「障害者基本法」に基づく『合理的配慮』<「障害者基本法」第4条（差別の禁止）> 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないとき、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

4 学校における『合理的配慮』の提供プロセス

※文部科学省からの対応指針等を基にした参考例

『合理的配慮』を提供するまでの一般的な過程です。地域や学校の状況、対象となるお子さんの実態等に応じて、以下の流れを参考に、提供から提供後の見直し、調整に活用してください。



大切なことは、子どもを中心に据え、何を目指し、何が大切であるのか。そのために何が必要なのかを学校と本人・保護者が建設的な意見を交換し話し合うことです。子どもに必要なニーズの把握が相互に行われ、より良い配慮や支援の在り方について十分に話し合しましょう！



【参考文献】

- 「宮城県特別支援教育将来構想実施計画（前期）（平成27年度～平成31年度）」
宮城県教育委員会 <H27・3>
- 「平成29年度 合理的配慮普及推進セミナー（仙台）資料」 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
<H29・8>
- 「特別支援教育 No.52」 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 <H25・12>

※各法律、「インクルーシブ教育システム」、「合理的配慮」の詳しい解説は、文部科学省 HP (www//.mext.go.jp) で確認できます。

※肢体不自由学級や肢体不自由の特別支援学校における指導の実際については、以下を活用ください。

「肢病専の手引き（第9集）～特別支援学級の一年間の流れ～」

宮城県特別支援教育研究会 肢体不自由病弱虚弱教育専門部 <H29・6>



共に学び、生きる力を培う
支援に向けて

～「合理的配慮」の検討と実施～



近年、障害のある方に対する法律改正が行われたことにより、学校教育においても、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ「インクルーシブ教育」が進められています。それに伴い、学校の教育活動における支援や配慮の在り方についての考え方も変わり、学校で行うべき配慮や支援の内容や方法についても整理されました。このような中で、障害のある児童生徒への支援や配慮の在り方、検討を行う際に、保護者や学級担任を中心に、対象となる児童生徒に関わるすべての人たちが目的や内容を理解する必要があります。

この資料は、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が「共に学ぶ」教育環境づくりや、「生きる力」を培う教育が求められている中で、学校における配慮や支援の在り方を検討する際に、参考となるよう一般的な視点でまとめたものです。学校の教育活動の中で何をどのようにして支援や配慮を行う必要があるのか、さらには、どのような支援を行えば児童生徒一人一人の「生きる力」の育成につながるのか、という視点から検討を行う際、対象となるお子さんの実態に応じて活用して頂けたら幸いです。

<参考> 宮城県特別支援教育将来構想実施計画（前期）VI「特別支援教育将来構想の基本的な考え方」

宮城県立拓桃支援学校 支援部